

令和5年度 大洲市立小中学校の業務改善計画

令和5年4月1日
大洲市教育委員会

【これまでの経緯】

大洲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、令和元年度以降「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」を設置し、市立学校における業務改善や教育委員会内における規則等の改正や勤務環境改善の支援について、次のとおり取り組んできました。

<令和元年度>

- ・ 「大洲市立中学校に係る部活動の方針」を策定する。
- ・ 「大洲市立小中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」を策定する。
- ・ 市立小中学校の全教育職員を対象に、ストレスチェックを実施する。

<令和2年度>

- ・ 「勤務時間の上限方針」を、大洲市公立学校管理規則に規定する。
- ・ 学校における働き方改革について、大洲市広報に記事を掲載する。

<令和3年度>

- ・ 給食費の公会計化により、学校での徴収事務を解消する。
- ・ 大洲市公立学校管理規則に、「教諭等の標準的な職務」「事務職員の標準的な職務」「教育職員の業務量の適切な管理」を規定する。
- ・ 各小中学校での学校行事等の運営の工夫、学校事務の業務の効率化及び校務分掌の工夫等による教職員個々の業務の均等化を推進する。

<令和4年度>

- ・ 「部活動地域移行検討班会」を立ち上げ、部活動の地域移行への検討を開始する。
- ・ 大洲市DX推進計画アクションプランとの連携について協議する。
- ・ 「大洲市立小中学校の業務改善計画」及び「大洲市立学校教育職員の勤務時間削減のために」について見直し、検討する。

【大洲市立小中学校における時間外勤務時間】

次ページの表は、過去3年間の市内教育職員の職務別の時間外勤務時間の平均値です。

これによると、令和4年度は令和2年度及び令和3年度に比べ、小中学校とも全教育職員をはじめ多くの職務で、時間外勤務時間が増加している状況が見られます。

時間外勤務時間が増加した原因として、新型コロナウイルス感染症への対応が変更となり、2年間様々な制限を受けてきた学校行事や部活動等ができるように

なったことが考えられます。各学校では、感染症対策として学校行事や諸活動の時間短縮や効率化など、様々な工夫を凝らしてきました。今後も、そのノウハウを生かして、勤務時間の上限に関する規定に基づいた勤務ができるよう、各小中学校の状況に応じて校内の業務等を見直していくことが必要です。

大洲市教育職員の1か月平均の時間外勤務時間の年度比較（単位：時間）								
令和4年度は、令和5年1月末までの集計								
網掛け：昨年度に比べ増加しているもの								
		全 教育職員	校 長	教 頭	主幹教諭 ・教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭
小学校	R 2	40.8	28.3	61.7	42.0	38.6	33.8	22.1
	R 3	42.5	27.5	62.9	44.0	37.4	30.1	37.9
	R 4	42.9	32.3	63.3	43.0	37.4	41.4	32.1
中学校	R 2	52.0	33.2	68.9	55.1	38.9	32.7	
	R 3	55.7	30.0	64.2	61.4	45.1	28.4	
	R 4	57.9	34.6	63.8	61.9	44.6	43.5	

一方、愛媛大学教職大学院の露口教授の「教職員のウェルビーイングを高める働き方改革」に関する研究では、時間外勤務時間の数値の削減だけを強調することで、慌ただしく業務を行い窮屈な職場になったり、ゆとりや温かさを感じられない職場になったりするとの指摘もあります。今後も、各小中学校で効率的な業務の推進を行うとともに、各学校内における教育職員相互の協力体制作りを通じて、教育職員個々の業務への充実感を感じられる取組の工夫を進めることが大切となってきます。

また、中学校の教諭等は、小学校の教諭等と比べ時間外勤務時間が約15時間程度多くなっていますが、部活動指導の有無がその差となっていると推定されます。

教育委員会では、令和5年度末までに、1か月の時間外勤務時間が80時間を超える教職員を「0」にすることを目標としてきましたが、部活動の地域移行の実施予定に合わせて、令和8年度末までに、1か月の時間外勤務時間が80時間を超える教職員を「0」に変更します。そして、1か月の時間外勤務時間が45時間以下の教職員を増やすことも目標とします。あわせて、「やりがいのある職場づくり」に取り組むこととして、今年度も、可能なことから業務改善を進めていきます。

【重点取組事項】

1 「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」の継続

大洲市立学校の教育職員の働き方を見直し、効果的な教育活動を行うことができるよう必要な事項を検討することを目的として設置した「大洲市立学校における働き方改革検討委員会」で、継続的に、教育委員会及び各学校の業務改善について検討を進めます。

2 教育職員の意識の改革

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を効果的に展開し、各小中学校の業務改善を支援するとともに、校長会等を通じて、時間外勤務時間の縮減を進めることや各小中学校における教育職員個々の業務の均等化等を促すなど、教育職員の意識改革に向けての取組を継続します。

(1) 勤務時間管理の徹底

- ・ グループウェアを活用して、各学校に負担をかけない方法で勤務時間の把握を継続します。
- ・ 令和8年度末までに、月の時間外勤務時間が80時間を超える教育職員を0にできるよう、また45時間以下の教育職員が増えるよう啓発を進め、教育職員及び保護者や地域の人たちの意識の改革を図ります。
- ・ グループウェアの勤務時間管理機能により、教育職員の勤務時間を把握し、時間外勤務が月45時間または年360時間を超えた教育職員の心身の健康状態を確認するとともに、適切な勤務が行えるよう指導します。
- ・ 月の時間外勤務時間が80時間を超えている教育職員には校長が面接を通じて業務の内容を確認し指導するとともに、時間外勤務時間を削減するための方策を助言、指導します。

(2) 学校閉庁日の設定

- ・ 毎年8月13日～15日のお盆の期間及び12月29日～1月3日の年末年始期間を学校閉庁日とするとともに、夏季休暇や年休の取得を促し、教育職員の休養日を適切に確保します。

(3) 定時退庁日の設定

- ・ 部活動休養日は、原則として教育職員の定時退庁日とし、教育職員の心身の健康保持及び自己研さんの機会を確保します。また、週休日又は休日の部活動休養日については、学校に来ない日であることを徹底します。
- ・ 各小中学校に定時退庁日を設定させ、時間外勤務時間の縮減の意識の啓発に努めます。

(4) 教職員と専門スタッフの連携促進

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ハートなんでも相談員、学校支援員等の専門スタッフと教育職員が、相互に連携して業務が遂行できるよう努めます。

(5) 学校における働き方改革推進宣言等の実施

- ・ 教育委員会、小中学校、保護者、地域住民、関係団体等が連携して、学校における働き方改革の推進について共通認識の下、大洲市全体で取組を推進する機運を一層高めます。

(6) 業務改善の取組に関する情報発信

- ・ 教育委員会における業務改善の取組を大洲市広報や大洲市ホームページに掲載するなどして、各種情報発信を通じて、地域や保護者等への理解を深めるとともに、教育職員一人一人の意識を高めます。

(7) 一年単位の変形労働制及びフレックスタイム制度の整備

- ・ この制度の活用を希望する教育職員には、規則に則った勤務ができるよう運用します。

3 事務負担の軽減

(1) 大洲市DX推進計画アクションプランとの連携

- ・ 保護者の利便性の向上と学校の負担軽減を目的として、保護者が学校へ提出する書類の手続き等のオンライン化を進めます。

(2) スクール・サポート・スタッフの活用

- ・ 愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）との協議及び支援を受けて、スクール・サポート・スタッフの配置を継続します。
- ・ スクール・サポート・スタッフを、教諭等が行う教育指導以外の印刷や文書配付等の雑務に係る負担軽減に努め、配置校における時間外勤務時間の縮減につながるよう活用します。

(3) 教育委員会が定めている各種書式の、提出方法等の改善

- ・ 教育委員会が定めている学校事務に係る各種様式や提出書類等について、電子媒体での提出や承認等ができるよう改善します。

(4) 学校事務の共同実施による学校運営体制の強化

- ・ 県教育委員会の指導の下、学校事務の一層の効率化や共同事務の在り方等について検討し、事務職員が36協定を順守できるよう啓発を進めます。
- ・ 事務職員が、フレックスタイム等を活用し、校務に効率的に参画できる方策について検討を進めます。

(5) 校務支援システムやタブレットの効果的な活用と改善

- ・ 配置している校務支援システムの効果的な活用方法や、様式等の統一、データの効果的な活用ができるよう啓発や研修を進めるとともに、必要に応じ

たシステムの改善を継続します。

- ・ 各小中学校で、デジタル教科書を効果的に活用するための研修の場や情報を提供するなどの支援を進めます。

(6) 各小中学校における印刷や製本の時間の短縮

- ・ 会議等のペーパーレス化を推進し、印刷や製本の時間を削減するよう啓発を進めるとともに、ペーパーレス化した会議等の成果や課題を検証します。

4 授業、指導等の負担軽減

(1) 教材、指導方法等の提供、共有化等

- ・ 県教育委員会や愛媛県総合教育センター等の指導の下、えひめICT学習支援システムを活用するとともに、各教科等の学習指導案や指導資料のほか、関係WEBページ等に掲載されている基礎力や応用力の強化を図るための学習プリント等を積極的に活用するなど、教師の負担を軽減しつつ、児童生徒の学力向上を図ります。
- ・ 小中学校で使用している副読本教材（大洲のくらし、中学生版歴史副読本、五つの足跡等）等をデジタル化するなど、デジタル教材を充実させ、効果的に活用できる工夫を進めます。

(2) 児童生徒用のタブレットの活用

- ・ 児童生徒の一層の学力の向上や学習の効率化及び教師の印刷等の負担軽減のために、タブレットを使った授業や家庭学習での効果的な活用方法について実践を通じて検討を進めます。
- ・ 各小中学校の状況に応じて、各種通信、家庭への連絡、欠席の連絡や健康観察等、タブレットの効果的な活用を図ります。

(3) 教諭等の標準的な職務等の規定

- ・ 大洲市教諭等の標準的な職務の内容及びその例並びに教諭等の職の遂行に関する要綱に基づき、教諭等が教育指導に集中できるよう、担当している業務の見直しを、学校の状況に応じて進めるよう要請するとともに支援します。

(4) 事務職員の標準的な職務等の規定

- ・ 大洲市事務職員の標準的な職務の内容及びその例並びに事務職員の職務の遂行に関する要綱に基づき、事務職員が校務運営に主体的、積極的に参画し、専門性を発揮して職務を遂行できるよう要請するとともに支援します。

(5) 各小中学校で行ってきた行事等の見直し

- ・ 各小中学校での行事等について、教育的な必要性の有無及び新型コロナウイルス感染症対策の観点から、必要に応じて時間の削減や廃止ができるよう要請を継続します。

(6) 各小中学校でのトラブル等への対応

- ・ いじめの早期発見、対応について明記されている各学校のいじめ防止基本

方針の周知徹底を図るほか、学校現場が直面する諸問題（いじめ、不登校、児童生徒間トラブル、保護者対応など）について教育委員会に相談できる体制づくりについて検討を進め、問題発生 of 初期段階における解決がより一層進むよう教職員のサポート体制の充実に努めます。

- ・ SNSでのいじめ等の防止のために、教育委員会によるタブレットの監視を継続します。

(7) スクールロイヤーの活用等

- ・ 各小中学校での児童生徒の問題行動や生徒指導上の問題等に関し、学校による早期解決を支援するため、愛媛県のスクールロイヤーを活用するとともに、教育委員会内でも学校の問題解決のための支援を行う工夫を進めます。

5 部活動の負担軽減

(1) 「大洲市立中学校に係る部活動の方針」の順守

- ・ 「大洲市立中学校に係る部活動の方針」に基づき、各中学校が策定・公表する「学校の部活動に係る活動方針」において、適切な休養日及び活動時間を設定・順守し、短時間で合理的、効果的な部活動を推進し、教師の負担軽減を推進します。
- ・ 小学校におけるスポーツ及び文化的活動についても、同方針に基づいた活動を進めます。

(2) 部活動の地域移行

- ・ 部活動地域移行検討班会を更に充実させ、情報を収集し、制度の導入について研究し、地域移行を進めていきます。

(3) 部活動指導員の配置

- ・ 中学校長から要望があった場合は、県教育委員会に依頼し、連携して部活動指導員を配置するよう努め、部活動の指導体制の充実と顧問教師等の負担の軽減を図ります。
- ・ 教育委員会として、部活動指導員の確保に努めます。

6 県教育委員会・学校との連携

(1) 先進地域の事例等についての情報提供

- ・ 先進的な実践をしている市町の成果や他市町で実施している業務改善の実践例を市内各小中学校に紹介するなどして、各校の実態に応じた業務改善が進むよう、情報の提供や共有を図ります。

(2) 県教育委員会等の調査結果の活用

- ・ 県教育委員会や愛媛大学等で行っている調査や研究結果を活用し、時間外勤務時間を短縮するだけでなく、ワークアズライフ、やりがいや充実感の面

での業務改善について改善を図ります。

7 保護者・地域との連携

- (1) 地域学校協働活動の推進及び大洲市PTA連合会を通じた保護者・地域への協力依頼
 - ・ 教育委員会の計画に基づき、各校のコミュニティ・スクール化を継続します。
 - ・ 地域学校協働活動における地域コーディネーターを配置し、地域住民の学校教育への協力・支援体制の整備、教育職員の負担軽減及び教育活動の充実に努めます。
 - ・ 大洲市PTA連合会を通じて、保護者や地域への啓発を進めるとともに、学校における業務改善の協力を要請します。
 - ・ 学校閉庁日、児童生徒の登下校の見守り、勤務時間外の教育職員の対応について、保護者や地域に対して協力を依頼します。
- (2) 業務改善の取組に関する情報発信
 - ・ 大洲市広報等を通じて、「大洲市立学校の働き方改革の推進」について啓発を進めるとともに、各小中学校における業務への支援や協力を要請します。

8 その他の取組事項

- (1) 業務改善に関する情報共有及び指導
 - ・ 大洲市小中学校校長会を通じて、各校の業務改善に係る情報交換及び指導を継続します。
- (2) 調査、研修会、会議、研究指定校等の見直し
 - ・ 各種の調査結果を教育委員会内で共有し、調査数を削減するとともに、回答方法の簡素化等に努め、学校の負担を軽減します。
 - ・ 年間実施する会議を精査し、必要に応じて整理削減に努めます。
- (3) メンタルヘルスケア対策
 - ・ 教育職員へのストレスチェックを継続し、メンタルヘルス不調者の早期発見、必要に応じたカウンセラーや医療機関等の紹介など、早期対応に努めます。
 - ・ メンタルヘルス調査結果から、市全体の傾向を把握し、課題の解決に努めます。